

単体自己資本の構成に関する開示事項（平成28年3月末）

（単位：百万円、％）

国際様式の 該当番号	項目	当期末	経過措置による 不算入額	前期末	経過措置による 不算入額
普通株式等Tier1資本に係る基礎項目					
1 a+2-1c-26	普通株式に係る株主資本の額	368,571		352,301	
1a	うち、資本金及び資本剰余金の額	77,767		77,767	
2	うち、利益剰余金の額	310,996		289,722	
1c	うち、自己株式の額（△）	17,296		12,251	
26	うち、社外流出予定額（△）	2,895		2,936	
	うち、上記以外に該当するものの額	—		—	
1b	普通株式に係る新株予約権の額	377		316	
3	評価・換算差額等及びその他公表準備金の額	75,986	50,657	60,208	90,312
	経過措置により普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	—		—	
6	普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額（イ）	444,936		412,826	
普通株式等Tier1資本に係る調整項目					
8+9	無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	3,491	2,327	2,355	3,533
8	うち、のれんに係るものの額	—	—	—	—
9	うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額	3,491	2,327	2,355	3,533
10	繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	—	—	—
11	繰延ヘッジ損益の額	△ 80	△ 53	△ 3	△ 5
12	適格引当金不足額	13,596	9,064	6,452	9,679
13	証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—	—	—
14	負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—	—	—
15	前払年金費用の額	589	393	831	1,246
16	自己保有普通株式（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	2	1	3	5
17	意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額	—	—	—	—
18	少数出資金融機関等の普通株式の額	—	—	—	—
19+20+21	特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—	—	—
19	うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額	—	—	—	—
20	うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額	—	—	—	—
21	うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—	—	—

22	特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—	—	—
23	うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関するものの額	—	—	—	—
24	うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関するものの額	—	—	—	—
25	うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関するものの額	—	—	—	—
27	その他Tier1資本不足額	4,532		4,839	
28	普通株式等Tier1資本に係る調整項目の額（ロ）	22,132		14,479	
普通株式等Tier1資本					
29	普通株式等Tier1資本の額 （イ）－（ロ）（ハ）	422,803		398,346	
その他Tier1資本に係る基礎項目					
30	31a	その他Tier1資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	—		—
	31b	その他Tier1資本調達手段に係る新株予約権の額	—		—
	32	その他Tier1資本調達手段に係る負債の額	—		—
		特別目的会社等の発行するその他Tier1資本調達手段の額	—		—
33+35	適格旧Tier1調達手段の額のうちその他Tier1資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
	経過措置によりその他Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	—		—	
36	その他Tier1資本に係る基礎項目の額（ニ）	—		—	
その他Tier1資本に係る調整項目					
37	自己保有その他Tier1資本調達手段の額	—	—	—	—
38	意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額	—	—	—	—
39	少数出資金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額	—	—	—	—
40	その他金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額	—	—	—	—
	経過措置によりその他Tier1資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額	4,532		4,839	
	うち、適格引当金不足額に係る経過措置により算入されるものの額	4,532		4,839	
42	Tier2資本不足額	—		—	
43	その他Tier1資本に係る調整項目の額（ホ）	4,532		4,839	
その他Tier1資本					
44	その他Tier1資本の額 （ニ）－（ホ）（ヘ）	—		—	
Tier1資本					
45	Tier1資本の額 （ハ）＋（ヘ）（ト）	422,803		398,346	

Tier2資本に係る基礎項目					
46	Tier2資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	—		—	
	Tier2資本調達手段に係る新株予約権の額	—		—	
	Tier2資本調達手段に係る負債の額	—		—	
	特別目的会社等の発行するTier2資本調達手段の額	—		—	
47+49	適格旧Tier2資本調達手段の額のうちTier2資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
50	一般貸倒引当金Tier2算入額及び適格引当金Tier2算入額の合計額	55		68	
50a	うち、一般貸倒引当金Tier2算入額	55		68	
50b	うち、適格引当金Tier2算入額	—		—	
	経過措置によりTier2資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	33,112		60,292	
	うち、評価・換算差額等に係る経過措置により算入されるものの額	33,112		60,292	
51	Tier2資本に係る基礎項目の額 (チ)	33,168		60,360	
Tier2資本に係る調整項目					
52	自己保有Tier2資本調達手段の額	—	—	—	—
53	意図的に保有している他の金融機関等のTier2資本調達手段の額	—	—	—	—
54	少数出資金融機関等のTier2資本調達手段の額	—	—	—	—
55	その他金融機関等のTier2資本調達手段の額	—	—	—	—
	経過措置によりTier2資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額	4,532		4,839	
	うち、適格引当金不足額に係る経過措置により算入されるものの額	4,532		4,839	
57	Tier2資本に係る調整項目の額 (リ)	4,532		4,839	
Tier2資本					
58	Tier2資本の額 ((チ) - (リ)) (ヌ)	28,636		55,521	
総自己資本					
59	総自己資本の額 ((ト) + (ヌ)) (ル)	451,439		453,867	
リスク・アセット					
	経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額の合計額	2,726		4,798	
	うち、無形固定資産 (のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のもの。)に係る経過措置により算入されるものの額	2,327		3,533	
	うち、前払年金費用に係る経過措置により算入されるものの額	393		1,246	
	うち、自己保有普通株式 (純資産の部に計上されるものを除く。)に係る経過措置により算入されるものの額	5		17	
60	リスク・アセットの額の合計額 (フ)	3,650,866		3,501,169	

自己資本比率					
61	普通株式等Tier1比率（(ハ) / (ワ)）	11.58%		11.37%	
62	Tier1比率（(ト) / (ワ)）	11.58%		11.37%	
63	総自己資本比率（(ル) / (ワ)）	12.36%		12.96%	
調整項目に係る参考事項					
72	少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額	34,075		46,467	
73	その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額	1,387		1,147	
74	無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものに限る。）に係る調整項目不算入額	—		—	
75	繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に係る調整項目不算入額	—		—	
Tier2資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項					
76	一般貸倒引当金の額	55		68	
77	一般貸倒引当金に係るTier2資本算入上限額	155		139	
78	内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあつては、零とする。）	—		—	
79	適格引当金に係るTier2資本算入上限額	20,774		19,890	
資本調達手段に係る経過措置に関する事項					
82	適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額	—		—	
83	適格旧Tier1資本調達手段の額から適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあつては、零とする。）	—		—	
84	適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額	—		—	
85	適格旧Tier2資本調達手段の額から適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあつては、零とする。）	—		—	